## IP通信網サービス契約約款(OCN) 別冊(ドットフォンサービス) 【現改比較表】 2024年2月22日現在

~2024年2月29日

2024年3月1日~

目次(略)

第1章 総則

第1条(略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~7 (略)	(略)
8 第1種ドット フォン利用回線	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの (注)当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービスを利用するため の電気通信回線であって、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2 種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める第2種オープ
	ンコンピュータ通信網サービス (タイプ8のコース2のプラン2及びプラン3を除きます。以下同じとします。) の加入者回線等 (第1種ドットフォンサービスがタイプ1の場合はDSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。) 又は当社のWebサイト (https://service.ocn.ne.jp/phone/ip/voip-f/notice.html) に掲げる事業者が提供するものとします。
9~12(略)	(略)

第2章(略)

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

第5条~第13条(略)

目次(略)

第1章 総則

第1条(略)

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用 語 の 意 味
1~7(略)	(略)
8 第1種ドット	当社が別に定める回線であり、第1種ドットフォン契約に係るもの
フォン利用回線	(注) 当社が別に定める回線は、第1種ドットフォンサービスを利用するための電気通信回線であって、別冊(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))に定める第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ8のコース2のプラン2及びプラン3を除きます。以下同じとします。)の加入者回線等(第1種ドットフォンサービスがタイプ1の場合はDSL回線、光アクセス回線に係るものに限ります。)と
9~12(略)	(略)

第2章(略)

第3章 契約

第1節 第1種ドットフォンサービスに係る契約

第5条~第13条(略)

(第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡)

第14条 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第1項及び第2項の規定によりタイプ1及びタイプ3に係る第1種ドットフォン利用権(第1種ドットフォン契約者が第1種ドットフォン契約に基づいて第1種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項に規定するほか、第1種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権(第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

2 前項の規定にかかわらず、当社が別に定める第1種ドットフォン利用回線に係る第1種 ドットフォン利用権は譲渡することができません。

(注)本条第2項に規定する当社が別に定める第1種ドットフォン利用回線は、タイプ1(当社と第2種契約を締結していないものに限ります。)に係るものとします。

第15条(略)

第2節(略)

第4章~第6章(略)

第7章 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第32条 共通編第31条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(提供を開始した日を含む料金月と解除又は廃止のあった日を含む料金月が同一の月である場合は、タイプ1に係る第1種ドットフォン契約(第2種契約者に係る者に限ります。以下、本条において同じとします。)、タイプ3に係る第1種ドットフォン契約又はタイプ6に係る第3種ドットフォン契約に係るときを除いて、1か月間とします。ただし、タイプ

(第1種ドットフォン契約に基づく権利の譲渡)

第14条 当社は、共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第1項及び第2項の規定によりタイプ1及びタイプ3に係る第1種ドットフォン利用権(第1種ドットフォン契約者が第1種ドットフォン契約に基づいて第1種ドットフォンサービスの提供を受ける権利を言います。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、共通編第13条第3項に規定するほか、第1種ドットフォン利用回線に係る第2種利用権(第2種契約者が第2種契約に基づいて第2種オープンコンピュータ通信網サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡が認められない場合を除いて、これを承認します。

## 2 削除

第15条(略)

第2節(略)

第4章~第6章(略)

第7章 料金等の支払義務

(定額利用料等の支払義務)

第32条 共通編第31条に規定する料金等の支払義務として、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者を除くドットフォン契約者にあっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)を含む料金月の翌料金月から起算して、タイプ6に係る第3種ドットフォン契約者にあっては、その契約に基づいて当社がドットフォンサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止のあった日)を含む料金月までの期間(タイプ1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回(2回以上)行われた際は1か月間とさせていただく場合があります。)について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定するドットフォン契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料を除

1又はタイプ3に係る第1種ドットフォン契約について、提供を開始した日を含む料金月の解除又は廃止が複数回(2回以上)行われた際は1か月間とさせていただく場合があります。)について、当社が提供するドットフォンサービスの態様に応じて料金表第1表(料金)に規定するドットフォン契約に係る利用料金(ダイヤルアウト通信料を除きます。以下「定額利用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。 2~3 (略)

第33条(略)

第8章~第10章(略)

料金表 (略)

きます。以下「定額利用料等」といいます。) の支払いを要します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

2~3(略)

第33条(略)

第8章~第10章(略)

料金表(略)